資料２－１

空き家地域貢献活用事業補助金の概要

制度の趣旨

空き家（※）を利活用して**地域貢献**につながる事業を実施する者に、空き家の改修工事に対し補助金を交付することにより、地域の問題解決や活性化を図る。

※空き家･･･**1年使用されていない戸建て空き家**（居住用家屋）

事業概要

①　補助対象者

空き家を所有又は賃借する（予定を含む）法人及び任意団体（個人、個人事業主は対象外）

⑴　法人については、登記事項証明書の提出。任意団体（町内会等）については、規約、名簿及び団体名で作成した通帳の提出を要件とする。

⑵　任意団体（町内会等）については、法人格を有しないことから賃貸借契約や登記が団体名ではできないため、代表者名での契約（賃貸借契約や工事請負契約）や登記を可とする。

②　対象事業

空き家を地域貢献につながる事業に活用するために行う改修工事

⑴　実施する事業については限定しない。

（事業例）・地域交流施設　・文化施設　・老人福祉施設
・子ども支援施設・防災施設

⑵　原則として、５年以上地域貢献につながる事業を当該空き家で継続することを要件とする。

③　交付決定

⑴　交付決定をするにあたり、必要に応じ関係各課で構成する庁内会議や外部有識者で構成する会議で事業の必要性等について意見を聞くことができることとする。

⑵　⑴の意見を踏まえ、市長が決定することとする。

④ 対象経費

対象事業を実施するため、次の箇所の修繕、改修、若しくは間取りの変更をすることによって空き家の安全性及び機能性の維持又は向上のための工事に係る経費

⑴ 台所、浴室、便所又は洗面所
⑵ 給排水、電気、空調又はガス設備
⑶ 壁紙又は床の仕上げ
⑷ 屋根又は外壁
⑸ 建具
⑹ 空き家の耐震性
⑺ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

⑤ 補助金額

対象経費の 100%（上限額 100 万円）

⑥ 補助金周知方法

⑴ 広報・ホームページ等への掲載
⑵ 市民活動支援センター登録団体（ボランティア団体、ＮＰＯ法人等）へチラシ送付
⑶ 市出先機関及び県あいちＮＰＯ交流プラザにチラシ設置
⑷ 昨年アンケートに活用の可能性ありと回答した町内会へチラシ送付

⑦ スケジュール

	申請者(利用者)	市
R3.4	・事業計画書の作成 ・改修空き家の選定	・事業周知（～6/14）
R3.6	・事業計画書等の提出	募集期間(6/14～7/31) ・申請空き家の調査 ・空き家改修業者の紹介
R3.8		・「庁内会議」で意見聴取（8/12） ・「空き家等対策協議会」で意見聴取(8/20) 補助金交付決定通知（8 月下旬）
R4.3	・実績報告書の提出期限	・実績報告受付